

# くすやま美紀(樟山みき)活動報告

2024. 12. 4 NO. 417

連絡先 荻窪5-15-19-704

☎ 080-5531-8236

区議会控室 ☎ 3312-2111 (内) 2319



↑ホームページ



## 75歳以上の医療費窓口負担 受診抑制を招く負担増にストップを

11月25日、東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、窓口2割負担導入による受診控えの問題などを取り上げました。

### 2割化による受診控えは明らか

2022年10月から一定の所得のある75歳以上の医療費窓口負担が2割になりました。厚労省が今年8月に公表した資料では、2割負担となった人の医療費総額や医療サービスの利用割合、受診日数がそれぞれ減少し、特に、う蝕(虫歯)や関節痛など17の疾病で受診が減っていることがわかりました。

私は「2割化による受診控えは明らか。都広域

連合は、大きな受

診控えがあったとは考えていないとの認識を示しているが、大小の問題

ではなく、現に受診控えが起こっていること自体を重く受け止めるべき」と主張しました。

2割負担導入時の厚労省が作成したリーフ

後期高齢者医療に加入されている方へお知らせ

令和4年(2022年)10月1日から、一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が変わります。

- 医療費が28万円以上かつ「年金収入+その他の所得(雑所得)」が専ら世帯の収入の90%以上、総世帯収入が28万円以上の方は、窓口負担割合が2割となります。
- 2割負担が導入される方は、世帯年収が所得割の5割(20%)です。
- 2割負担が導入される方は、世帯年収が所得割の5割(20%)です。
- 2割負担が導入される方は、世帯年収が所得割の5割(20%)です。

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日から後期高齢者医療に加入する方は、2割負担となる方について、1年間の医療費の総額が所得割の5割(20%)以下で医療費が3,000円以下に抑えられます。
- 令和4年10月1日から後期高齢者医療に加入する方は、2割負担となる方について、1年間の医療費の総額が所得割の5割(20%)以下で医療費が3,000円以下に抑えられます。
- 令和4年10月1日から後期高齢者医療に加入する方は、2割負担となる方について、1年間の医療費の総額が所得割の5割(20%)以下で医療費が3,000円以下に抑えられます。

配慮措置が適用される場合の計算例

世帯年収	所得割	窓口負担	配慮措置
1,000,000円	200,000円	200,000円	適用
2,000,000円	400,000円	400,000円	適用
3,000,000円	600,000円	600,000円	適用
4,000,000円	800,000円	800,000円	適用
5,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	適用
6,000,000円	1,200,000円	1,200,000円	適用
7,000,000円	1,400,000円	1,400,000円	適用
8,000,000円	1,600,000円	1,600,000円	適用
9,000,000円	1,800,000円	1,800,000円	適用
10,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	適用
11,000,000円	2,200,000円	2,200,000円	適用
12,000,000円	2,400,000円	2,400,000円	適用
13,000,000円	2,600,000円	2,600,000円	適用
14,000,000円	2,800,000円	2,800,000円	適用
15,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	適用
16,000,000円	3,200,000円	3,200,000円	適用
17,000,000円	3,400,000円	3,400,000円	適用
18,000,000円	3,600,000円	3,600,000円	適用
19,000,000円	3,800,000円	3,800,000円	適用
20,000,000円	4,000,000円	4,000,000円	適用
21,000,000円	4,200,000円	4,200,000円	適用
22,000,000円	4,400,000円	4,400,000円	適用
23,000,000円	4,600,000円	4,600,000円	適用
24,000,000円	4,800,000円	4,800,000円	適用
25,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	適用
26,000,000円	5,200,000円	5,200,000円	適用
27,000,000円	5,400,000円	5,400,000円	適用
28,000,000円	5,600,000円	5,600,000円	適用
29,000,000円	5,800,000円	5,800,000円	適用
30,000,000円	6,000,000円	6,000,000円	適用
31,000,000円	6,200,000円	6,200,000円	適用
32,000,000円	6,400,000円	6,400,000円	適用
33,000,000円	6,600,000円	6,600,000円	適用
34,000,000円	6,800,000円	6,800,000円	適用
35,000,000円	7,000,000円	7,000,000円	適用
36,000,000円	7,200,000円	7,200,000円	適用
37,000,000円	7,400,000円	7,400,000円	適用
38,000,000円	7,600,000円	7,600,000円	適用
39,000,000円	7,800,000円	7,800,000円	適用
40,000,000円	8,000,000円	8,000,000円	適用
41,000,000円	8,200,000円	8,200,000円	適用
42,000,000円	8,400,000円	8,400,000円	適用
43,000,000円	8,600,000円	8,600,000円	適用
44,000,000円	8,800,000円	8,800,000円	適用
45,000,000円	9,000,000円	9,000,000円	適用
46,000,000円	9,200,000円	9,200,000円	適用
47,000,000円	9,400,000円	9,400,000円	適用
48,000,000円	9,600,000円	9,600,000円	適用
49,000,000円	9,800,000円	9,800,000円	適用
50,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	適用
51,000,000円	10,200,000円	10,200,000円	適用
52,000,000円	10,400,000円	10,400,000円	適用
53,000,000円	10,600,000円	10,600,000円	適用
54,000,000円	10,800,000円	10,800,000円	適用
55,000,000円	11,000,000円	11,000,000円	適用
56,000,000円	11,200,000円	11,200,000円	適用
57,000,000円	11,400,000円	11,400,000円	適用
58,000,000円	11,600,000円	11,600,000円	適用
59,000,000円	11,800,000円	11,800,000円	適用
60,000,000円	12,000,000円	12,000,000円	適用
61,000,000円	12,200,000円	12,200,000円	適用
62,000,000円	12,400,000円	12,400,000円	適用
63,000,000円	12,600,000円	12,600,000円	適用
64,000,000円	12,800,000円	12,800,000円	適用
65,000,000円	13,000,000円	13,000,000円	適用
66,000,000円	13,200,000円	13,200,000円	適用
67,000,000円	13,400,000円	13,400,000円	適用
68,000,000円	13,600,000円	13,600,000円	適用
69,000,000円	13,800,000円	13,800,000円	適用
70,000,000円	14,000,000円	14,000,000円	適用
71,000,000円	14,200,000円	14,200,000円	適用
72,000,000円	14,400,000円	14,400,000円	適用
73,000,000円	14,600,000円	14,600,000円	適用
74,000,000円	14,800,000円	14,800,000円	適用
75,000,000円	15,000,000円	15,000,000円	適用
76,000,000円	15,200,000円	15,200,000円	適用
77,000,000円	15,400,000円	15,400,000円	適用
78,000,000円	15,600,000円	15,600,000円	適用
79,000,000円	15,800,000円	15,800,000円	適用
80,000,000円	16,000,000円	16,000,000円	適用
81,000,000円	16,200,000円	16,200,000円	適用
82,000,000円	16,400,000円	16,400,000円	適用
83,000,000円	16,600,000円	16,600,000円	適用
84,000,000円	16,800,000円	16,800,000円	適用
85,000,000円	17,000,000円	17,000,000円	適用
86,000,000円	17,200,000円	17,200,000円	適用
87,000,000円	17,400,000円	17,400,000円	適用
88,000,000円	17,600,000円	17,600,000円	適用
89,000,000円	17,800,000円	17,800,000円	適用
90,000,000円	18,000,000円	18,000,000円	適用
91,000,000円	18,200,000円	18,200,000円	適用
92,000,000円	18,400,000円	18,400,000円	適用
93,000,000円	18,600,000円	18,600,000円	適用
94,000,000円	18,800,000円	18,800,000円	適用
95,000,000円	19,000,000円	19,000,000円	適用
96,000,000円	19,200,000円	19,200,000円	適用
97,000,000円	19,400,000円	19,400,000円	適用
98,000,000円	19,600,000円	19,600,000円	適用
99,000,000円	19,800,000円	19,800,000円	適用
100,000,000円	20,000,000円	20,000,000円	適用

医療機関や薬局などで被保険者証を提示するときは「有効期限」を必ず確認しましょう

厚生労働省 0120-002-719

### 「3割負担」対象拡大検討やめよ

今年9月、政府は「高齢社会対策大綱」で、75歳以上の窓口負担3割の「現役並み所得者」の範囲を拡大することを閣議決定しました。

病気にかかりやすく、治療に時間もかかる高齢者の窓口負担を増やすことは、命と健康を脅かす

大問題です。「窓口負担3割の対象拡大の検討は行わないよう、国に求めるべき」と迫りました。

担当部長は「医療給付費が増えている現状で、現役世代の負担軽減や社会保障制度の支え手を増やしていく必要があり、一定の所得がある被保険者に負担をお願いしなければならぬ」と答弁。

私は「現役世代の負担軽減というが、労働者本人の保険料の軽減は月30円に過ぎない。一方、最も負担が減るのは公費で、その額は980億円にものぼる。2割負担の導入は、まさに国の社会保障予算を削減するためであり、国に、国庫負担を増やすことを求めるべき」と主張しました。

### 保険料の値上げ抑制、聴力検査の実施を求める

このほか、物価高騰や年金が実質削減されているもとで、後期高齢者保険料の値上げ抑制のために最大の努力をすること、後期高齢者健診に聴力検査を加えることを求めました。

担当部長は「保険料について被保険者の負担が過度とならないよう国へ要望していく」「国に健診事業に聴力検査を追加するとともに、財政措置についても要望している」と答弁しました。

◆後期高齢者医療広域連合議会

75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療の予算を定めたり、条例の制定・改廃等を審議・決定する機関。東京都の広域連合議会の議員は62区市町村議会から選ばれた議員31人で構成。任期は2年。2023・24年度の日本共産党の議員は、杉並区のくすやま美紀と多摩市の小林憲一市議の2人。

## 第4回定例会 一般質問

# 女性の選択肢が保障される杉並区に向けて



### 出産費用や妊婦検診等、 支援の拡充を

今定例会で、小池めぐみ議員は、「女性の選択肢が保障される杉並区に向けて」というテーマで一般質問を行いました。一部を紹介します。

現在、党区議団が行っている区民アンケートには、子どもを欲しいと望んでいても経済的な理由から選択できない、という女性の声が少ない。寄せられています（下枠参照）。

2023年度の検診等も含めた正常分娩の妊婦の負担額の平均は、東京都の場合約72万円で、全国平均より15万円も高くなっています。国の出産一時金50万円が出たとしても高額な費用です。区独自の助成とともに、低所得の妊婦に対する妊娠判定のための受診料の助成を求めました。

区は、出産一時金の上乗せは考えていないが、低所得の妊婦に対する初回産科受診に要する費用助成を今年度内を目途に実施する」と答弁しました。

- 賃金が上がらないのに、子どもを産み育てることまで考えられない。
- 女性のキャリアや女性の家事負担率、学資ローンや色々なことを真面目に進めていくと、子どもを産むことや結婚が負債にしか思えない。
- まだ独身・子無しですが、満足な貯金ができてからでないと、結婚や出産が苦しいだけだと思うので希望が持てません。

### 区長「個人の多様な選択を尊重する社会を」

小池議員は、杉並区が、個人の尊厳と権利を尊重し、シングルであっても、子どもがいてもいなくても、女性の多様な生き方と選択肢を保障する自治体であることを目指し、広く区民にアピールしてほしいと要望しました。

岸本区長は「人生における自己決定ができること、多様な選択肢を持つことは、自分らしく生きられることであり、全ての人のにとって重要かつ保障されるべき権利であると考えます。今後もジェンダー平等の視点から、性差に関する固定観念等の意識改革と、個人の多様な選択を尊重する社会に向け、理解促進を推進していく」と答弁しました。

## 子どもの居場所づくり基本方針（案）

### パブリックコメントが始まりました（12/3～1/6）

杉並区では、子どもたちの意見も聞きながら、今後の子どもの居場所づくりの指針となる「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定を進めてきました。この度、基本方針（案）が公表され、12月3日からパブリックコメント（区民意見の募集）が始まりました。

基本方針（案）には、児童館の新設だけでなく、放課後等居場所事業の全校への拡大や公園ルールの見直し、朝の学校開放、図書館の多目的ホールの子どもの向け無料開放、集会施設にコンセントとwifi環境を整備し自習スペースにすること、子どもの体育館利用の無料化検討（現在は小中学生1回100円）なども盛り込まれました。また、7地域に1館の児童館は中・高校生機能優先館にし、中・高校生居場所機能の充実を図ることも示されました。

基本方針（案）は区HP（QRコード）

でご覧になれます。ご意見もQRコードから入力できます。

